

## 新技術・新製品市場開拓支援事業の概要

### 1. 趣旨

自らが所有する優れた新技術、新製品の新規市場開拓や販路拡大につなげることを目的に行う、産業見本市等への出展の取組みに対し支援する。

### 2. 支援対象者

- 郡山地域テクノポリス圏域内に本社又は主たる事業所を有する企業及びこれらを主たる構成員とする団体等
- 郡山地域テクノポリス圏域で法人を設立しようとする個人
- 郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター入居者又は、成果目的を達成し退去した企業等
- 郡山テクノポリス地域戦略的アライアンス形成会議の構成員
- その他上記に準ずると理事長が特に認めるもの

### 3. 支援内容

- 産業見本市等出展事業

出展料、展示装飾費、備品使用料、運搬費及びその他理事長が必要と認めた経費を助成対象とし、海外の出展に対し、当該経費の3分の2以内で50万円を限度に助成する。

#### 【補助対象経費】

経費区分	経費の内容
出展料	展示会等の主催者が定めた展示会に係る小間料
展示装飾費	補助対象者が独自に行う、展示の際に必要な装飾工事費、電気工事費等
備品使用料	展示ブース内で使用するビデオ機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する経費
運搬費	出展物の輸送に要する経費（通関料等輸出入諸掛を含む）
その他	補助対象経費として理事長が認めた経費

注1 補助対象経費の合計額が30万円以上の事業を補助対象とする。

# 新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

**第1条** この交付要綱は、郡山地域テクノポリス圏域内の中小企業者等が行う新規市場開拓や販路拡大を促進するため、公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構運営基本規程第18条第3号及び第20条の定めによる新技術・新製品市場開拓支援事業の補助金交付に関し、必要な事項を定める。

## (定義)

**第2条** この要綱において、「新技術・新製品」とは、概ね3年以内に自ら又は共同で開発されたもので、『福島県商工業振興基本計画“生きいき”ふくしま産業プラン（福島県 平成22年3月策定）』及び『福島県工業開発計画“生きいき”ふくしま工業プラン（福島県 平成22年3月策定）』に掲げる成長産業分野、「輸送用機械・半導体」、「医療・福祉機器」、「環境・新エネルギー」並びに、「新製造技術関連分野」「IT関連分野」「食品関連分野」（以下「重点産業分野」という。）に関する高い技術力を有する技術・製品をいう。

2 この要綱において、「産業見本市等」とは、重点産業分野を対象とする海外で開催される見本市、展示会、商談会等をいう。ただし、物産展など即売を目的としたものは除く。

3 この要綱において、「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、郡山市、須賀川市、鏡石町、石川町、玉川村、三春町の6市町村を区域とする郡山地域テクノポリス圏域（以下「テクノポリス圏域」という。）内に本社又は主たる事業所等を有している者及びこれらを主たる構成員とする団体

(2) テクノポリス圏域で法人を設立しようとする個人

(3) 郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター（以下「インキュベーションセンター」という。）入居者又は、所期の成果目的を達成し退去した者

(4) 郡山テクノポリス地域戦略的アライアンス形成会議の構成員

(5) その他上記に準ずると理事長が特に認める者

## (補助対象事業)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中小企業者等が産業見本市等への出展を行う事業とする。

### (補助対象経費)

**第4条** 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するのに要する経費のうち、別表1の経費区分の欄に掲げる経費であって、理事長が必要かつ相当と認めたものとする。

### (補助額)

**第5条** 補助額は、補助対象経費の3分の2以内の額で、50万円を限度とし、予算の範囲内で理事長が決定する。

- 2 一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度につき1回までとし、通算で3回までとする。
- 3 国、地方公共団体等から別に助成措置を受けた場合、対象となる経費から当該助成措置の額を控除した額を補助対象経費とする。

### (交付の申請)

**第6条** この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別記様式第1号）を補助対象事業の産業見本市等が開催される日から起算して30日前までに理事長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

**第7条** 理事長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書（別記様式第2号）により当該交付希望者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、理事長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

### (申請の取下げ)

**第8条** 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その交付決定の通知を受領した日から起算して20日以内に申請の取下げをすることができる。

### (補助事業の内容又は補助対象経費の変更)

**第9条** この補助金の交付決定後の事情の変化により、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更をしようとするときは、変更承認申請書（別記様式第3号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の合計額の2割以内の増減

(2) 補助目的の変更をとまなわない程度の事業計画の細部の変更

2 理事長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、変更の承認を行い、変更承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、理事長は、必要に応じ条件を付し、又は当該条件を変更することがある。

#### (補助事業の中止又は廃止)

第10条 この補助金の交付決定後の事情の変化により、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに遅延等報告書（別記様式第6号）を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (実績の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了の日から起算して30日以内に実績報告書（別記様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第13条 理事長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書（別記様式第9号）を理事長に提出しなければならない。

#### (補助金の支払い)

第15条 補助金の支払は精算払いとし、理事長は、前条の請求書を受理した後、補助金を支払うものとする。

### (補助金の目的外使用の禁止)

**第16条** 補助事業者は、補助金を目的外に使用し、又は他の経費に流用してはならない。

### (交付決定の取消し)

**第17条** 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又は条件に違反したとき
- (3) 虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 事業を遂行する見込みがなくなったとき
- (5) 事業を中止又は廃止したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

### (補助金の返還)

**第18条** 理事長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

### (補助金の経理等)

**第19条** 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証票を整備しておかなければならない。

### (報告の徴収等)

**第20条** 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、補助事業者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

### (雑則)

**第21条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 10 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

経費区分	経費の内容
出展料	展示会等の主催者が定めた展示会に係る小間料
展示装飾費	補助対象者が独自に行う、展示の際に必要な装飾工事費、電気工事費等
備品使用料	展示ブース内で使用するビデオ機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する経費
運搬費	出展物の輸送に要する経費（通関料等輸出入諸掛を含む）
その他	補助対象経費として理事長が認めた経費

注 1 補助対象経費の合計額が 30 万円以上の事業を補助対象とする。

平成 年 月 日

（あて先）公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構理事長

申請者

所在地

名称

代表者

印

**新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金交付申請書**

新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり平成 年度新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙「補助事業実施計画書」のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費 金 円

補助金交付申請額 金 円

別紙

## 補助事業実施計画書

### 1. 申請者の概要

企業名	
所在地	
設立年月	
資本金	
従業員数	
業種	
業務内容	
経常利益 (直近3期分)	年 月 千円 年 月 千円 年 月 千円

2. 補助事業の内容

見本市等の名称					
開催の趣旨					
開催場所		(名称)		(住所)	
主催者		(名称)		(連絡先 TEL)	
開催日程	全体日程	年 月 日 ( ) ~		年 月 日 ( )	
	自社出展日程	年 月 日 ( ) ~		年 月 日 ( )	
出展小間数		自社出展小間数		全体小間数	
1小間当たりの大きさ及び出展料		(間口×奥行×高さ) m × m × m		(出展料) 円	
自社の当見本市等への出展事業概要		(事業目的)			
		(出展品 (新技術・新製品) の名称)			
		(出展品 (新技術・新製品) の概要・特性、新規性、独創性、既存製品との相違点等)			
		・関連する特許番号等：			
		(出展品 (新技術・新製品) の開発経過及び販売実績)			
		・開発年月： 年 月                      ・市場化年月： 年 月			
		・売上実績：			
		年度	販売単価(円)	販売数量	売上 (円)
		今年度			
		昨年度			
		一昨年度			

期待される成果	
補助対象事業費 (予算)	総額 円 (内容は経費内訳書のとおり)
本申請の担当者	(氏名) (連絡先 TEL) (E-Mail)

### 3. 経費の区分

#### 経費内訳書

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費	補助金申請額	備考
出 展 料			
小 計			
展示装飾費			
小 計			
備品使用料			
小 計			
運 搬 費			
小 計			
そ の 他			
小 計			
合 計			

#### 【注意事項】

1. 経費の内容は「補助事業に要する経費」の欄に詳細に記載すること。
2. 見本市等の開催案内（パンフレット等）添付すること。
3. 出展製品・技術等のパンフレット、カタログ、説明資料等を添付すること。
4. 自社の企業案内等を添付すること。

第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構  
理事長 印

## 新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金について、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

### 記

1. 補助対象事業名

2. 補助金交付決定額 金 円

#### (注意)

- (1) 補助金の交付の対象となった事業が、予定の期間内に完了しない場合は、すみやかに理事長に報告して、指示を受けること。
- (2) 補助金の交付の対象となった事業の内容を変更し、又は、これを中止しようとする場合は理事長の承認を受けること。
- (3) その他申請書記載の内容に重要な変更が生じたときは、その都度すみやかに理事長に報告すること。
- (4) 補助金を交付の目的以外に使用しないこと。

（あて先）公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構理事長

申請者

所在地

名称

代表者

印

**新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金変更承認申請書**

平成 年 月 日付け、第 号により補助金の交付の決定を受けた上記の補助事業の内容・補助対象経費の配分を下記のとおり変更したいので、新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(1) 内容

(2) 経費の配分

(単位：円)

経費区分	補助対象経費 変更前	補助対象経費 変更後	補助金申請額 変更前	補助金申請額 変更後
計				

(注) 出展予定の産業見本市等の名称、開催期間、会場等が変更になった場合は、見本市主催者等からの通知文を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構  
理事長

印

**新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金変更承認（不承認）通知書**

平成 年 月 日付けで申請のあった新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金変更承認申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 承 認

2. 不 承 認

平成 年 月 日

（あて先）公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構理事長

申請者

所在地

名称

代表者

印

**新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書**

平成 年 月 日付け、第 号により補助金の交付の決定を受けた上記の補助事業を次の通り中止（廃止）したいので、新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

1. 中止（廃止）の理由
2. 中止の期間（廃止の時期）

（あて先）公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構理事長

申請者

所在地

名称

代表者

印

**新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金遅延等報告書**

平成 年 月 日付け、第 号により補助金の交付の決定を受けた上記の補助事業の遅延等について、新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況
2. 遅延等の内容、原因及び理由
3. 遅延等に対してとった措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第7号（第12条関係）

平成 年 月 日

（あて先）公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構理事長

申請者

所在地

名称

代表者

印

### 新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け、第 号により補助金の交付の決定を受けた上記の補助事業について、補助事業が完了したので、新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額

2. 事業実施状況

別紙「補助事業実施状況報告書」のとおり

別紙

## 補助事業実施状況報告書

### 1. 担当者名等

担当者名・連絡先	
----------	--

### 2. 補助事業の内容

出展見本市等 開催結果状況	出展見本市の名称： 開催期間： 出展期間： 開催場所： 総出展小間数： 来場者数： 自社小間来訪者数：
出展製品等の名称	
出展による効果等	開催期間中の商談件数： 商談成立（見込み）件数、金額： その他効果
事業開始日	年 月 日（搬入開始日）
事業完了日	年 月 日（搬出完了日）
参加者 （職、氏名）	

### 3. 経費の区分

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費	補助金申請額	備考
出 展 料			
小 計			
展示装飾費			
小 計			
備品使用料			
小 計			
運 搬 費			
小 計			
そ の 他			
小 計			
合 計			

#### 【注意事項】

1. 経費の内容は「補助事業に要する経費」の欄に詳細に記載すること。
2. 補助対象経費の支出を証する領収書類を添付すること。
3. 出展した見本市等のパンフレット及び自社の出展状況（小間全景、展示装飾状況、商談風景等）がわかる写真等を添付すること。

第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構  
理事長

印

### 新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付で提出のあった新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金実績報告書を審査した結果、下記のとおり交付する補助金の額が確定したので通知します。

記

1. 確定した補助金の交付額 金 円
2. 補助金の交付決定額 金 円
3. 補助金の交付決定額を減（増）額して確定した理由

新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、平成 年 月 日付け、第 号により補助金の交付の確定を受けた新技術・新製品市場開拓支援事業費補助金として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

（あて先）公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構理事長

申請者

所在地

名称

代表者

印

口座振替先金融機関名

口座種別 NO.